

平成27年7月28日

各位

会 社 名 小 津 産 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 今枝 英治 (コード番号 7487 東証第一部) 問合せ先 常務取締役経営企画室長 稲葉 敏和 TEL 03-3661-9400

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年8月27日開催予定の当社第104回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日より施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮することを可能にするため、第29条(取締役の責任限定契約)を新設し、第38条(社外監査役との責任限定契約)に所要の変更を行うものです。

また、以上の変更にあわせて各条の繰り下げを行うものです。

なお、本定款の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日:平成27年8月27日 定款変更の効力発生日:平成27年8月27日

以上

(下線は変更部分を示しています。)

(ト線は変更部分を示しています。)
変更案
第4章 取締役および取締役会
第19条~第28条(現行どおり)
(取締役との責任限定契約) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規
定により、取締役(業務執行取締役等である
ものを除く。) との間で、同法第423条第1
項の賠償責任について同法第425条第1項に
定める額を限度とする旨の契約を締結するこ
<u>とができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度
猫は500万円以上であらかじめ定めた金額ま
たは法令が規定する額のいずれか高い額とす
<u>5.</u>
第5章 監査役および監査役会
第 <u>30</u> 条~第 <u>38</u> 条(現行どおり)
( <u>監査役</u> との責任限定契約)
第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規
定により、 <u>監査役</u> との間で、同法第423条第 1項の賠償責任について同法第425条第1項
に定める額を限度とする旨の契約を締結する
ことができる。
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度
額は500万円以上であらかじめ定めた金額ま
<u>たは法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
<u>্থ ০</u>
第 <u>40</u> 条~第 <u>46</u> 条(現行どおり)